

保護者の皆様

帝京香港幼稚園

感染症による出席停止と登園許可証について

日本においては、学校保健安全法施行規則により「学校感染症」が定められ「出席停止」の期間の基準が明確にされています。本園でも日本の基準に従い、以下の措置をとる事にしました。これは、子ども達の命をまもる大切なことです。ご理解とご協力をお願いします。

学校感染症の分類と措置(学校保健安全法施行規則による)

【第一種の感染症】完全に治癒するまで出席停止

【第二種の感染症】症状により医師において感染の恐れがないと認められるまで出席停止

【第三種の感染症】症状により医師において伝染の恐れがないと認められるまで出席停止

※詳しくは別紙をご覧ください。

感染症にかかった場合は、必ず医師の診察を受けて下さい。登園する場合も、必ず医師の診断書、登園許可書を提出して下さい。家族が感染し、感染の疑いがある場合は幼稚園へ連絡して下さい。この場合、感染していなくとも、出席停止の措置を取ります。(ご家族の診断書が必要になります)

◎登園許可証は幼稚園ホームページからダウンロードして下さい。

※印刷が出来ない方は事務までご連絡下さい。

病気・ケガについて（出席停止）

発熱、腹痛や下痢等の症状がある時は、保護者にお電話でお知らせします。状況によってはお迎えをお願い致します。その他の外傷等に対しては、ケガの場合の状況をお手紙かお電話にてお伝えします。

園内において、ケガ・発熱により医師の治療が必要と思われる場合、保護者に連絡して指示を受けるか、緊急時は、職員の判断において病院へ連れていきます。この場合は事後承諾になる事を予めご了承ください。

幼稚園は医療機関ではないので、原則的に与薬はできません。

保護者と幼稚園側での確認後に、担任が保護者に代わって与薬を行います。

薬は医師が処方したものに限りです。薬局などで個人的に購入した薬品、漢方薬や民間療法により扱われるものは、幼稚園では与えることが出来ません。

詳しい与薬指示を担任へご連絡ください。「熱が出たら」「発作が起きたら」という症状を判断して薬を飲ませることは原則として出来ません。慢性の病気で与薬の必要がある方は、担任までご相談ください。与薬が必要な場合は与薬依頼票を担任までご提出ください。

アレルギー対応については、入園後にアンケートをお願いしていますが、より一層お子様を安全にお預かりするために、アレルギーがある方には、詳しい調査票の記入をお願いしています。

幼稚園は集団の場です。感染症にかかり、他の園児に感染する恐れのある期間は、登園できないことになっております。医師から「感染しない」と診断されるまで、登園を見合わせていただきますので、ご了承ください。

医師から登園の許可が出た場合は『登園許可書』をご提出ください。医師のサインが無料でもらえる場合のみで結構です。ただし、医療機関、医師名を必ず保護者の方が記入して、ご提出ください。

保護者の方の判断だけの登園は、お断りします。登園の目安について『出席停止一覧表』をご参照ください。

『登園許可書』についてはHPからダウンロードしてください。幼稚園でも配布しています。

登園許可書のあるものは、出席停止となり、欠席にはなりません。

通常、登園停止の措置は必要ないと考えられる感染症

分類	病名	留意事項
第三種 その他	頭虱（あたまじらみ）	早期に虫卵を発見する事が大切。タオル・くし・帽子の共有を避ける。 着衣・シーツ・枕カバー・帽子の洗濯や熱処理。発見したら一斉に駆除する。
	伝染性軟属腫（みずいぼ）	原則として、プールを禁止する必要はない。 多数の発疹のあるときは、プールでビート板やうきわ、タオルの共有は避け、浸出液がある場合は、被覆することが大切
	伝染性膿痂疹（とびひ）	感染予防のため、病巣を有効な方法で被覆し直接接触は避ける。 適切な処置をして、病巣の乾燥あるいは、被覆可能な場合は登園可能。

登園停止が必要な感染症の基準 ※登園許可書が必要です

分類	病名	登園禁止期間の目安	
第1種	エボラ出血熱	治癒するまで	
	クリミア・コンゴ出血熱		
	ペスト		
	マールブルグ病		
	ラッサ熱		
	急性灰白髄炎		
	ジフテリア		
	コレラ		
	細菌性赤痢		医師に感染のおそれがないと認められるまで
	腸チフス		
	パラチフス		
第2種	インフルエンザ	発症した後5日経過し、かつ解熱した後、幼児は3日間を経過するまで	
	百日咳	特有な咳が消える、または5日間の抗菌薬による投薬治療終了まで	
	麻疹（はしか）	発疹に伴う発熱が解熱した後3日間を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、全身状態が良好になるまで	
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで	
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化するまで	
	咽頭結膜炎（プール熱）	発熱、咽頭痛、結膜炎などの主要症状が消退した後、2日を経過するまで	
	結核	医師により感染の恐れがないと認められるまで	
第3種	腸管出血性大腸菌感染症	医師により感染の恐れがないと認められるまで	
	流行性結膜炎	眼症状が改善し、医師により感染の恐れがないと認められるまで	
	急性出血性結膜炎		

条件によっては登園停止の措置が必要と考えられる感染症 ※医師の診断が必要です

第三種	溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療開始後24時間を経て、解熱し全身状態が良好となるまで
	ウイルス性肝炎	主要症状が消失し、肝機能が正常化したとき
	手足口病	咽頭内でのウイルス増殖期間中は、飛沫感染するため、発熱や咽頭・ 口腔所見の強い急性期は感染源となる
	ヘルパンギーナ	解熱し、全身状態が安定していれば、登園可能 ※糞便中のウイルス排泄が数週間あるので、特に排便後の手洗いを励行
	伝染性紅斑（りんご病）	発疹期には感染力はほとんど消失しているため、発疹のみで全身状態が 良好なら登園可能
	マイコプラズマ感染症	感染力の強い急性期が過ぎて、症状が改善し、全身状態が良好なら登園可能
	流行性嘔吐下痢症	症状のある間が主なウイルス排泄期間なので、下痢・嘔吐から回復し 全身状態が良好なら登園可能
	サルモネラ感染症	下痢が治まり全身状態が良好なら登園可能
	カンピロバクター感染症	
	急性細気管支炎 （RSウイルス感染症）	呼吸器症状が消失し、全身状態が良好であれば、登園可能
	EBウイルス感染症	解熱し、全身状態が良好であれば登園可能
	サイトメガロウイルス感染症	
	単純ヘルペス感染症	口内炎や、歯肉炎のみの場合、普通に食事ができれば登園可能
	带状疱疹	全ての発疹が痂皮（かさぶた）化すれば登園可能
突発性発しん	解熱して全身状態がりょうこうなら登園可能	

